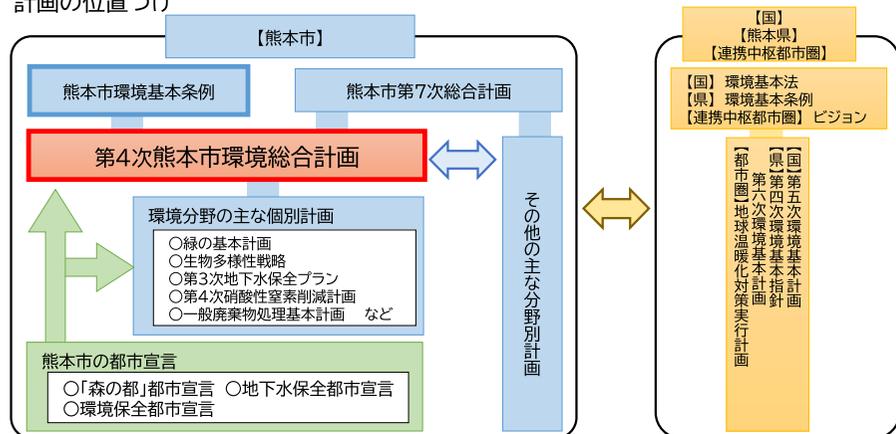


第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定にあたって
 - ・ 環境総合計画(以下、計画という。)は、環境基本条例に基づき、**良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画**として策定
 - ・ 本市では、**全国に先駆け、昭和63年(1988年)同条例を制定し**、第1次計画を策定以降、第3次に至るまで計画を策定し、環境行政を推進
 - ・ **制定以後初めて全面的に見直し(本定例会に提案)**、同条例の趣旨に沿った計画を策定

2 計画の位置づけ



- 3 計画策定の視点
 - 「①第3次計画の振り返り」と「②本市を取り巻く環境の現状と課題」を踏まえて**全面的な見直しを行う**「③環境基本条例の改正」との整合を図る。また、「④関連計画との整合」を図りながら計画策定を行う。
- 4 計画の対象区域
熊本市全域
- 5 計画の期間
令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間
- 6 計画における環境の範囲
市民が健康で文化的かつ快適な生活を持続的に営むことができる生活環境、自然環境、歴史的及び文化的環境、地球環境

第2章 計画の理念・方針

1 基本理念(目指す都市像)

恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市

「森の都」・「地下水保全」・「環境保全」都市宣言を重ね、恵まれた環境を守るために官民一体となり取り組んできたが、複雑かつ広域的な環境課題が一層深刻化するなど、環境行政を取り巻く状況は大きく変化している中、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組み、持続可能な状態で将来へ引き継いでいくもの。

2 基本方針

環境基本条例第6条(市の施策)に掲げる6つの施策に加え、第8条(環境影響評価の推進)、第9条(環境教育)、第10条(国等との連携及び国際協力)の3項目を「各方針をつなぎ横断的に取り組む」とし、併せて**7つの基本方針**を設定する。

第3章 基本計画

- 1 施策体系
 - 環境基本条例の改正を踏まえ、地球温暖化や気候変動など地球環境保全への対応、生物多様性の保全など、新たな環境課題への対応を図るため、**17の施策**を掲げる。



計画の進捗状況を可視化するため、以下の指標を設定する。
 ①達成指標(KGI:最上位目標の達成指標)「良好な環境が守られていると感じる市民の割合」
 ②成果指標(KPI:施策毎の達成状況の評価指標) 施策毎に複数設定

2 重点的取組

- ① **世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくりの推進**
~第4回アジア・太平洋水サミットと全国都市緑化くまもとフェアを契機とした、継続・発展的な取組展開~
- ② **持続可能な脱炭素社会の実現**
~「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指して~

第4章 SDGsとの関連性

- 1 本計画とSDGsの対応
 - 各取組をSDGsに関連づけ、国際課題への対応と、環境・社会・経済に関わる複合的な課題解決の取組であることを示す。

第5章 計画の推進

- 1 推進体制
 - ① 組織横断的な計画構築及び推進
 - ② 多様な主体との参画・協働・連携
 - ③ 計画の外部評価・進捗管理
- 2 計画の見直し
 - 中間年の令和8年度(2026年度)に中間見直しを行う。